

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律

第一条 (略)

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十三条の三の二十第二項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の規定に違反して発電用原子炉を運転したとき。

十三 第四十三条の三の三十二第九項の規定による命令に違反したとき。

第四十三条の三の三十二を次のように改める。

(発電用原子炉施設の劣化の管理等)

第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して三十年を超えて当該発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該三十年を超えて運転しようとする

する期間（十年以内に限る。）における当該発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画（以下この条において「長期施設管理計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

2 長期施設管理計画には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、長期施設管理計画の期間、第五項の規定により実施した劣化評価（発電用原子炉施設の劣化の状況に関する技術的な評価をいう。以下この条において同じ。）の方法及びその結果、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置その他原子力規制委員会規則で定める事項を記載しなければならない。

3 第一項の認可を受けた者は、当該認可を受けた長期施設管理計画（次項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）の期間を超えてその発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該期間を超えて運転しようとする期間（十年以内に限る。）における長期施設管理計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。この項の認可を受けた者が、当該認可を受けた長期施設管理計画（次項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）の期間を超えてその発電用原子炉

を運転しようとするときも、同様とする。

4 第一項又は前項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画の変更（原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

5 発電用原子炉設置者は、長期施設管理計画を定め、又は長期施設管理計画に記載された事項のうち発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置に係る重要な事項その他の原子力規制委員会規則で定める事項を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、劣化評価を実施しなければならない。

6 原子力規制委員会は、第一項、第三項又は第四項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、これらの認可をしてはならない。

一 劣化評価の方法が、発電用原子炉施設の劣化の状況を適確に評価するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

二 長期施設管理計画の期間における発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が、核燃料

物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものであること。

三 発電用原子炉施設が、長期施設管理計画の期間における運転に伴い生ずる当該発電用原子炉施設の劣化の状況を踏まえ、当該期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

7 第一項又は第三項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画について、第四項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

8 発電用原子炉設置者は、第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画（第四項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。第六十一条の二の二第一項第三号ホにおいて同じ。）に従つて、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を講じなければならない。

9 原子力規制委員会は、第六項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準の変更があつた場合その他

の場合において発電用原子炉施設の劣化を適確に管理するため改めて劣化評価を実施させる必要があると認めるとき、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が同項第二号に規定する基準に適合せず、若しくは適合しなくなるおそれがあると認めるとき、発電用原子炉施設が同項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準に適合せず、若しくは適合しなくなるおそれがあると認めるとき、又は発電用原子炉設置者が前項の規定に違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、劣化評価の実施、長期施設管理計画の変更その他発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を命ずることができる。

第六十一条の二の二第一項第三号中へをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画

第六十八条第二項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十二第一項、第三項及び第四項」に改める。

第七十一条第五項中「又は第六十四条第三項」を「、第四十三条の三の三十二第一項、第三項若しくは第四項又は第六十四条第三項」に、「場合に」を「場合（以下この項において「処分をする場合」とい

う。)に」に、「第一項各号」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 発電用原子炉に係る処分をする場合 経済産業大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあっては、文部科学大臣及び経済産業大臣）

二 船舶に設置する原子炉に係る処分をする場合 国土交通大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあっては、文部科学大臣及び国土交通大臣）

三 試験研究の用に供する原子炉に係る処分をする場合（前二号に該当するものを除く。） 文部科学

大臣

第七十五条第一項第三号中「第四十三条の三の三十二第四項」を「第四十三条の三の三十二第一項、第三項若しくは第四項」に改める。

第七十七条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第七十八条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第十三号の五までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十三号の六中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第

十三号の八とし、同条第十三号の五の次に次の二号を加える。

十三の六 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の規定による認可を受けなければならない場合において、これらの認可を受けずに発電用原子炉を運転したとき。

十三の七 第四十三条の三の三十二第九項の規定による命令に違反したとき。

第七十八条第十四号から第二十五号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第二十五号の二中「の規定」を「(第六十四条の三第八項において準用する場合を含む。)の規定」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二十六号中「者(」を「とき(」に、「規定する者を除く。)」を「該当する場合を除く。)」に改め、同条第二十六号の二中「した者」を「したとき。」に改め、同条第二十七号から第二十八号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第二十九号及び第三十号中「した者」を「したとき。」に改め、同条第三十一号及び第三十二号中「者」を「とき。」に改める。

第七十八条の四中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第七十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第八十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第八号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第九号から第十一号までの規定中「した者」を「したとき。」に改め、同条第十二号中「者」を「とき。」に改める。

第八十一条第二号中「第十三号の四」の下に「第十三号の六、第十三号の七」を加える。

第三条～第五条 (略)

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和 年 月 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第二条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第七十八条第二十五号の二の改正規定（「の規定」を「（第六十四条の三第八項において準用する場合を含む。）の規定」に改める部分に限る。） 公布の日から起算して十日を経過した日

三 附則第四条から第六条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 〽、第二条の規定（第二号に掲げる改正規定を除く。次条第一項及び附則第三条において同じ。）並びに〽並びに附則第三条、第十八条〽及び第三項、〽、第二十一条並びに第二十二条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

## 第二条 （略）

（原子炉等規制法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 平成二十四年既設発電用原子炉（原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第二十五条第一項に規定する既設発電用原子炉であつて附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に設置されているものをいう。次条及び附則第五条第一項において同じ。）についての第二条の規定による改正後の原子炉等規制法（以下「新原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の三十二第一項の規定の適用については、同項中「発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた」とあるのは、「発電用原子炉の設置の工事について最初に原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七

号) 附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十九条第一項の検査に合格した」とする。

第四条 第四号施行日前に平成二十四年既設発電用原子炉(その設置の工事について最初に原子力規制委員会設置法附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法第四十九条第一項の検査に合格した日(次項において「運転開始日」という。)から起算して三十年を経過しているものに限る。)を運転している者であつて、第四号施行日において引き続き当該平成二十四年既設発電用原子炉を運転しようとするものは、第四号施行日の前日までに、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第一項、第二項、第五項及び第六項の規定の例により、長期施設管理計画(同条第一項に規定する長期施設管理計画をいう。以下同じ。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第一項の認可とみなす。

2 前項の規定により認可を受けなければならない長期施設管理計画の期間は、次の各号に掲げる平成二十四年既設発電用原子炉の区分に応じ、第四号施行日から当該各号に定める日までの期間とする。

一 次号及び第三号に掲げるもの以外のもの 運転開始日から起算して四十年を経過する日

- 二 第四号施行日において運転開始日から起算して四十年を超えて運転しようとするもの（次号に掲げるものを除く。） 運転開始日から起算して五十年を経過する日
- 三 第四号施行日において運転開始日から起算して五十年を超えて運転しようとするもの 運転開始日から起算して六十年を経過する日
- 3 第一項の認可を受けた長期施設管理計画（附則第六条第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）の期間が一年以内である場合には、当該長期施設管理計画の期間を超えてその平成二十四年既設発電用原子炉を運転しようとする者は、第四号施行日においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項、第三項前段、第五項及び第六項の規定の例により、当該期間を超えて運転しようとする期間（十年以内に限る。）における長期施設管理計画の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第三項前段の認可とみなす。
- 4 前項の認可の申請は、第四号施行日の前日までの間に当該申請に対する処分がされなかったときは、第四号施行日において新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第三項前段の認可の申請とみなす。
- 5 原子力規制委員会は、第一項又は第三項の認可をする場合においては、あらかじめ、経済産業大臣に通

知するものとする。

6 第一項又は第三項の認可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第五条 平成二十四年既設発電用原子炉（前条第一項に規定するものを除く。）について長期施設管理計画の認可を受けようとする者は、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第一項、第二項、第五項及び第六項の規定の例により、原子力規制委員会の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第一項の認可とみなす。

2 前条第四項から第六項までの規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「第四十三条の三の三十二第三項前段」とあるのは、「第四十三条の三の三十二第一項」と読み替えるものとする。

第六条 附則第四条第一項若しくは第三項又は前条第一項の認可を受けた者であつて、これらの認可を受けた長期施設管理計画の変更（原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするものは、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項及び第四項から第六項

までの規定の例により、当該長期施設管理計画の変更の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第四項の認可とみなす。

2 附則第四条第一項若しくは第三項又は前条第一項の認可を受けた長期施設管理計画について、前項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をした者は、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第七項の規定の例により、その旨を原子力規制委員会に届け出ることができる。この場合において、当該届出は、第四号施行日において同項の規定による届出とみなす。

3 附則第四条第四項から第六項までの規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「第四十三条の三の三十二第三項前段」とあるのは、「第四十三条の三の三十二第四項」と読み替えるものとする。

第七条（第十六条）（略）

（罰則に関する経過措置）

第十七条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十八条 (略)

2 (略)

3 政府は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後五年以内に、新原子炉等規制法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 (略)

第十九条・第二十条 (略)

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律

第八十号。次条において「原子炉等規制法一部改正法」という。)の一部を次のように改正する。

第八十条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に一号を加える改正規定及び同条に二号を加える改正規定中「者」を「とき。」に改める。

(調整規定)

第二十二條 第四号施行日が原子炉等規制法一部改正法の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合において、第二条のうち原子炉等規制法第八十条の改正規定中「第十一号」とあるのは「第十二号」と、「同条第十二号」とあるのは「同条第十三号から第十五号までの規定」とする。

第二十三條～第二十六條 (略)

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号) (第二条関係) . . . . . 1

(附則)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号) (附則第二十一条関係) . . . . . 23

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制</p> <p>第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制</p> <p>第四十三条の三の五（略）</p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第四十三条の三の二十（略）</p> <p>2 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三条の三の五第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>十二 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の規定に違反して発電用原子炉を運転したとき。</p> <p>十三 第四十三条の三の三十二第九項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>十四（略）</p> <p>第四十三条の三の二十一（略）</p>	<p>第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制</p> <p>第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制</p> <p>第四十三条の三の五（略）</p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第四十三条の三の二十（略）</p> <p>2 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三条の三の五第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>十二 第四十三条の三の三十二第二項に規定する延長した期間を超えて発電用原子炉を運転したとき。</p> <p>十三 第四十三条の三の三十二第四項の規定に違反して同条第一項に規定する運転することができる期間を超えて発電用原子炉を運転したとき。</p> <p>十四（略）</p> <p>第四十三条の三の二十一（略）</p>

(発電用原子炉施設の劣化の管理等)

第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して三十年を超えて当該発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該三十年を超えて運転しようとする期間（十年以内に限る。）における当該発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画（以下この条において「長期施設管理計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

2 長期施設管理計画には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、長期施設管理計画の期間、第五項の規定により実施した劣化評価（発電用原子炉施設の劣化の状況に関する技術的な評価をいう。以下この条において同じ。）の方法及びその結果、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置その他原子力規制委員会規則で定める事項を記載しなければならない。

3 第一項の認可を受けた者は、当該認可を受けた長期施設管理計画（次項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）の期間を超えてその発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該期間を超えて運転しようとする期間（十年以内に限る。）における長期施設管理計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。この項の認可を受けた者が、当該認可を受けた長期施設管理計画（次項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、

(運転の期間等)

第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して四十年とする。

2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。

4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

その変更後のもの)の期間を超えてその発電用原子炉を運転しようとするときも、同様とする。

4 第一項又は前項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画の変更(原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。

5 発電用原子炉設置者は、長期施設管理計画を定め、又は長期施設管理計画に記載された事項のうち発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置に係る重要な事項その他の原子力規制委員会規則で定める事項を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、劣化評価を実施しなければならぬ。

6 原子力規制委員会は、第一項、第三項又は第四項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、これらの認可をしてはならない。

一 劣化評価の方法が、発電用原子炉施設の劣化の状況を適確に評価するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

二 長期施設管理計画の期間における発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものであること。

三 発電用原子炉施設が、長期施設管理計画の期間における運転に伴い生ずる当該発電用原子炉施設の劣化の状況を踏まえ、当該期間において安全性を確保するための基準として原子

力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。  
7| 第一項又は第三項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画について、第四項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

8| 発電用原子炉設置者は、第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画（第四項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。第六十一条の二の二第一項第三号ホにおいて同じ。）に従つて、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を講じなければならない。

9| 原子力規制委員会は、第六項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準の変更があつた場合その他の場合において発電用原子炉施設の劣化を適確に管理するため改めて劣化評価を実施させる必要があると認めるとき、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が同項第二号に規定する基準に適合せず、若しくは適合しなくなるおそれがあると認めるとき、発電用原子炉施設が同項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準に適合せず、若しくは適合しなくなるおそれがあると認めるとき、又は発電用原子炉設置者が前項の規定に違反しているとき、認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、劣化評価の実施、長期施設管理計画の変更その他発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を命ずることができる。

第四十三条の三の三十三〜第四十三条の三の三十五（略）

第四十三条の三の三十三〜第四十三条の三の三十五（略）

第十一章 原子力規制検査に基づく監督

第六十一条の二の二 原子力事業者等及び核原料物質を使用する者は、次に掲げる事項について、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

一・二 (略)

三 次に掲げるものに従つて講ずべき措置の実施状況

イ・ニ (略)

ホ 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画

ヘ・ト (略)

四 (略)

2510 (略)

第十三章 雑則

第六十二条〜第六十七条の二 (略)

(立入検査等)

第六十八条 (略)

2 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査のほか、第三条第一項、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第十六条の二第一項及び第二項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二十七条第一項及び第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項及び第四項、第四十三条の三の九第一

第十一章 原子力規制検査に基づく監督

第六十一条の二の二 原子力事業者等及び核原料物質を使用する者は、次に掲げる事項について、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

一・二 (略)

三 次に掲げるものに従つて講ずべき措置の実施状況

イ・ニ (略)

(新設)

ホ・ヘ (略)

四 (略)

2510 (略)

第十三章 雑則

第六十二条〜第六十七条の二 (略)

(立入検査等)

第六十八条 (略)

2 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査のほか、第三条第一項、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第十六条の二第一項及び第二項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二十七条第一項及び第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項及び第四項、第四十三条の三の九第一

項及び第二項、第四十三條の三の十第一項、第四十三條の三の三十第一項及び第三項、第四十三條の三の三十一第一項、第四十三條の三の三十二第一項、第三項及び第四項、第四十三條の四第一項、第四十三條の七第一項、第四十三條の八第一項及び第二項、第四十三條の二十六の二第一項及び第三項、第四十三條の二十六の三第一項、第四十四條第一項、第四十四條の四第一項、第四十五條第一項及び第二項、第五十一條の二第一項、第五十一條の五第一項、第五十一條の七第一項及び第二項、第五十二條第一項、第五十五條第一項、第五十九條第三項並びに第六十一條の二の二第一項の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、原子力施設の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 14 (略)

第六十八條の二 第七十條 (略)

(許可等についての意見等)

第七十一條 (略)

2 4 (略)

5 原子力規制委員会は、第三十三條、第三十六條第一項、第四十三條の三の八第六項、第四十三條の三の二十、第四十三條の三の二十三第一項、第四十三條の三の三十二第一項、第三項若しくは第四項又は第六十四條第三項の規定による処分(第三十六條第一項の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉の

項及び第二項、第四十三條の三の十第一項、第四十三條の三の三十第一項及び第三項、第四十三條の三の三十一第一項、第四十三條の三の三十二第二項、第四十三條の四第一項、第四十三條の七第一項、第四十三條の八第一項及び第二項、第四十三條の二十六の二第一項及び第三項、第四十三條の二十六の三第一項、第四十四條第一項、第四十四條の四第一項、第四十五條第一項及び第二項、第五十一條の二第一項、第五十一條の五第一項、第五十一條の七第一項及び第二項、第五十二條第一項、第五十五條第一項、第五十九條第三項並びに第六十一條の二の二第一項の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、原子力施設の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 14 (略)

第六十八條の二 第七十條 (略)

(許可等についての意見等)

第七十一條 (略)

2 4 (略)

5 原子力規制委員会は、第三十三條、第三十六條第一項、第四十三條の三の八第六項、第四十三條の三の二十、第四十三條の三の二十三第一項又は第六十四條第三項の規定による処分(第三十六條第一項の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉の使用の停止の命令に限り、第四十三條の三の二十三第一項

使用の停止の命令に限り、第四十三条の三の二十三第一項の規定による処分にあつては発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限り、第六十四条第三項の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限る。）をする場合（以下この項において「処分をする場合」という。）においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 発電用原子炉に係る処分をする場合 経済産業大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては、文部科学大臣及び経済産業大臣）

二 船舶に設置する原子炉に係る処分をする場合 国土交通大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては、文部科学大臣及び国土交通大臣）

三 試験研究の用に供する原子炉に係る処分をする場合（前二号に該当するものを除く。） 文部科学大臣

6 (略)

第七十二条～第七十四条 (略)

(手数料の納付)

第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一・二 (略)

三 第十二条の六第二項若しくは第三項（第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十四第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第

の規定による処分にあつては発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限り、第六十四条第三項の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限る。）をする場合においては、第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣に通知するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

6 (略)

第七十二条～第七十四条 (略)

(手数料の納付)

第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一・二 (略)

三 第十二条の六第二項若しくは第三項（第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十四第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第

五十一条の二十四の二第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第十二条の七第二項若しくは第四項（第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の三の三十五第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十二条の八第二項、第二十二条の九第二項、第二十七条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の二第二項、第四十三条の三の三第二項、第四十三条の三の九第一項若しくは第二項、第四十三条の三の三十二第一項、第三項若しくは第四項、第四十三条の三の三十四第二項、第四十三条の三の三十五第二項、第四十三条の八第一項若しくは第二項、第四十三条の二十七第二項、第四十三条の二十八第二項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十条の五第二項、第五十一条第二項、第五十一条の七第一項若しくは第二項、第五十一条の二十四の二第一項、第五十一条の二十五第二項、第五十一条の二十六第二項、第五十七条の五第二項、第五十七条の六第二項又は第六十一条の二第二項の認可を受けようとする者

四〇八 (略)

2・3 (略)

第七十六条 (略)

第十四章 罰則

五十一条の二十四の二第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第十二条の七第二項若しくは第四項（第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の三の三十五第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十二条の八第二項、第二十二条の九第二項、第二十七条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の二第二項、第四十三条の三の三第二項、第四十三条の三の九第一項若しくは第二項、第四十三条の三の三十二第四項、第四十三条の三の三十四第二項、第四十三条の三の三十五第二項、第四十三条の八第一項若しくは第二項、第四十三条の二十七第二項、第四十三条の二十八第二項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十条の五第二項、第五十一条第二項、第五十一条の七第一項若しくは第二項、第五十一条の二十四の二第一項、第五十一条の二十五第二項、第五十一条の二十六第二項、第五十七条の五第二項、第五十七条の六第二項又は第六十一条の二第二項の認可を受けようとする者

四〇八 (略)

2・3 (略)

第七十六条 (略)

第十四章 罰則

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条第一項の指定を受けないで製錬の事業を行つたとき
- 二 第十条第二項、第二十条第二項、第四十三条の十六第二項、第四十六条の七第二項又は第五十一条の十四第二項の規定による事業の停止の命令に違反したとき
- 三 第十三条第一項の許可を受けないで加工の事業を行つたとき
- 四 第二十三条第一項の許可を受けないで試験研究用等原子炉を設置したとき
- 四の二 第二十三条の二第一項の許可を受けないで同項の保持をしたとき
- 五 第三十三条第二項の規定による試験研究用等原子炉の運転の停止の命令に違反したとき
- 六 第三十九条第一項の許可を受けないで試験研究用等原子炉若しくは試験研究用等原子炉を含む一体としての施設（原子力船を含む。）を譲り受け、又は同条第二項の許可を受けないで原子力船を譲り受けたとき
- 六の二 第四十三条の三の五第一項の許可を受けないで発電用原子炉を設置したとき
- 六の三 第四十三条の三の二十第二項の規定による発電用原子炉の運転の停止の命令に違反したとき
- 六の四 第四十三条の三の二十五第一項の許可を受けないで発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条第一項の指定を受けないで製錬の事業を行つた者
- 二 第十条第二項、第二十条第二項、第四十三条の十六第二項、第四十六条の七第二項又は第五十一条の十四第二項の規定による事業の停止の命令に違反した者
- 三 第十三条第一項の許可を受けないで加工の事業を行つた者
- 四 第二十三条第一項の許可を受けないで試験研究用等原子炉を設置した者
- 四の二 第二十三条の二第一項の許可を受けないで同項の保持をした者
- 五 第三十三条第二項の規定による試験研究用等原子炉の運転の停止の命令に違反した者
- 六 第三十九条第一項の許可を受けないで試験研究用等原子炉若しくは試験研究用等原子炉を含む一体としての施設（原子力船を含む。）を譲り受け、又は同条第二項の許可を受けないで原子力船を譲り受けた者
- 六の二 第四十三条の三の五第一項の許可を受けないで発電用原子炉を設置した者
- 六の三 第四十三条の三の二十第二項の規定による発電用原子炉の運転の停止の命令に違反した者
- 六の四 第四十三条の三の二十五第一項の許可を受けないで発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り

受けたとき。

六の五 第四十三条の四第一項の許可を受けないで使用済燃料の貯蔵の事業を行ったとき。

七 第四十四条第一項の指定を受けないで再処理の事業を行ったとき。

七の二 第五十一条の二第一項の許可を受けないで廃棄物埋設又は廃棄物管理の事業を行ったとき。

七の三 第五十一条の十九第一項の許可を受けないで廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けたとき。

八 第五十二条第一項の許可を受けないで核燃料物質を使用したとき。

九 第五十六条の規定による核燃料物質の使用の停止の命令に違反したとき。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けなくて第三条第二項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更したとき。

二 第十一条の二第二項、第二十一条の三第二項、第三十六条第二項、第四十三条の三の二十三第二項、第四十三条の十九第二項、第四十九条第二項、第五十一条の十七第二項、第五十六条の四第二項、第五十九条第四項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）又は第六十条第

受けた者

六の五 第四十三条の四第一項の許可を受けないで使用済燃料の貯蔵の事業を行った者

七 第四十四条第一項の指定を受けないで再処理の事業を行った者

七の二 第五十一条の二第一項の許可を受けないで廃棄物埋設又は廃棄物管理の事業を行った者

七の三 第五十一条の十九第一項の許可を受けないで廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けた者

八 第五十二条第一項の許可を受けないで核燃料物質を使用した者

九 第五十六条の規定による核燃料物質の使用の停止の命令に違反した者

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けなくて第三条第二項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更した者

二 第十一条の二第二項、第二十一条の三第二項、第三十六条第二項、第四十三条の三の二十三第二項、第四十三条の十九第二項、第四十九条第二項、第五十一条の十七第二項、第五十六条の四第二項、第五十九条第四項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）又は第六十条第

二項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）の規定による命令に違反したとき。

三 第十二条第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の三の二十四第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項又は第五十七條第一項の規定に違反したとき。

四 第十二條第三項、第二十二條第三項、第三十七條第三項、第四十三條の三の二十四第三項、第四十三條の二十第三項、第五十條第三項、第五十一條の十八第三項又は第五十七條第三項の規定による命令に違反したとき。

四の二 第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の三の二十七第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十條の三第一項、第五十一條の二十三第一項又は第五十七條の二第一項の規定に違反したとき。

四の三 第十二條の二第三項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の三の二十七第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の三第二項、第五十一條の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

五 第十二條の三第一項、第二十二條の七第一項、第四十三條の二の二第一項、第四十三條の三の二十八第一項、第四十三條の二十六第一項、第五十條の四第一項、第五十一條の二十四第一項又は第五十七條の三第一項の規定に違反したとき。  
五の二 第十二條の六第一項の規定に違反して製錬の事業を廃止したとき。

五の三 第十二條の六第二項、第二十二條の八第二項、第四十

二項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）の規定による命令に違反した者

三 第十二條第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の三の二十四第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項又は第五十七條第一項の規定に違反した者

四 第十二條第三項、第二十二條第三項、第三十七條第三項、第四十三條の三の二十四第三項、第四十三條の二十第三項、第五十條第三項、第五十一條の十八第三項又は第五十七條第三項の規定による命令に違反した者

四の二 第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の三の二十七第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十條の三第一項、第五十一條の二十三第一項又は第五十七條の二第一項の規定に違反した者

四の三 第十二條の二第三項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の三の二十七第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の三第二項、第五十一條の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

五 第十二條の三第一項、第二十二條の七第一項、第四十三條の二の二第一項、第四十三條の三の二十八第一項、第四十三條の二十六第一項、第五十條の四第一項、第五十一條の二十四第一項又は第五十七條の三第一項の規定に違反した者  
五の二 第十二條の六第一項の規定に違反して製錬の事業を廃止した者

五の三 第十二條の六第二項、第二十二條の八第二項、第四十

三条の三の二第二項、第四十三條の三の三十四第二項、第四十三條の二十七第二項、第五十條の五第二項、第五十一條の二十五第二項又は第五十七條の五第二項の規定に違反して廃止措置を講じたとき。

五の四 第十二條の六第七項（第十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の三の三十四第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十四の二第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

五の五 第十二條の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の三の三十五第二項、第四十三條の二十八第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十六第二項又は第五十七條の六第二項の規定に違反したとき。

五の六 第十二條の七第三項、第二十二條の九第三項、第四十三條の三の三第三項、第四十三條の三の三十五第三項、第四十三條の二十八第三項、第五十一條第三項、第五十一條の二十六第三項又は第五十七條の六第三項の規定に違反したとき。

五の七 第十二條の七第八項（第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三十五第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

六 第十六條第一項の規定により許可を受けなければならない

三条の三の二第二項、第四十三條の三の三十四第二項、第四十三條の二十七第二項、第五十條の五第二項、第五十一條の二十五第二項又は第五十七條の五第二項の規定に違反して廃止措置を講じた者

五の四 第十二條の六第七項（第十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の三の三十四第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十四の二第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

五の五 第十二條の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の三の三十五第二項、第四十三條の二十八第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十六第二項又は第五十七條の六第二項の規定に違反した者

五の六 第十二條の七第三項、第二十二條の九第三項、第四十三條の三の三第三項、第四十三條の三の三十五第三項、第四十三條の二十八第三項、第五十一條第三項、第五十一條の二十六第三項又は第五十七條の六第三項の規定に違反した者

五の七 第十二條の七第八項（第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三十五第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

六 第十六條第一項の規定により許可を受けなければならない

事項について、同項の許可を受けしないで第十三条第二項第二号、第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項を変更したとき。

六の二 第十六条の三第一項、第二十八条第一項、第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の九第一項、第四十六条第一項、第五十一条の八第一項又は第五十五条の二第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつたとき。

七 第十六条の三第三項の規定に違反して加工施設を使用したとき。

八 第十六条の五第一項若しくは第三項、第二十九条第一項若しくは第三項、第四十三条の三の十六第一項、第三項若しくは第四項、第四十三条の十一第一項若しくは第三項、第四十六条の二の二第二項若しくは第三項又は第五十一条の十第一項若しくは第三項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

八の二 第二十一条の三第一項、第三十六条第一項、第四十三条の三の二十三第一項、第四十三条の十九第一項、第四十九条第一項、第五十一条の十七第一項、第五十六条の四第一項、第五十八条第三項、第五十九条第四項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く。）又は第六十条第二項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く。）の規定による命令に違反したとき。

九 第二十二条の二第一項の規定に違反したとき。

九の二 第二十二条の八第一項の規定に違反して加工の事業を

事項について、同項の許可を受けしないで第十三条第二項第二号、第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項を変更した者

六の二 第十六条の三第一項、第二十八条第一項、第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の九第一項、第四十六条第一項、第五十一条の八第一項又は第五十五条の二第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

七 第十六条の三第三項の規定に違反して加工施設を使用した者

八 第十六条の五第一項若しくは第三項、第二十九条第一項若しくは第三項、第四十三条の三の十六第一項、第三項若しくは第四項、第四十三条の十一第一項若しくは第三項、第四十六条の二の二第二項若しくは第三項又は第五十一条の十第一項若しくは第三項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

八の二 第二十一条の三第一項、第三十六条第一項、第四十三条の三の二十三第一項、第四十三条の十九第一項、第四十九条第一項、第五十一条の十七第一項、第五十六条の四第一項、第五十八条第三項、第五十九条第四項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く。）又は第六十条第二項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く。）の規定による命令に違反した者

九 第二十二条の二第一項の規定に違反した者

九の二 第二十二条の八第一項の規定に違反して加工の事業を

廃止したとき。

十 第二十六条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けないで第二十三条第二項第二号から第五号まで、第八号又は第九号に掲げる事項を変更したとき。

十一 第二十六条の二第一項の許可を受けないで同項の変更又は保持をしたとき。

十二 第二十八条第三項の規定に違反して試験研究用等原子炉施設を使用したとき。

十三 第四十条第一項の規定に違反したとき。

十三の二 第四十三条の三の二第一項の規定に違反して試験研究用等原子炉を廃止したとき。

十三の三 第四十三条の三の八第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けないで第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十一号までに掲げる事項を変更したとき。

十三の四 第四十三条の三の十一第三項の規定に違反して発電用原子炉施設を使用したとき。

十三の五 第四十三条の三の二十六第一項の規定に違反したとき。

十三の六 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の規定による認可を受けなければならない場合において、これらの認可を受けないで発電用原子炉を運転したとき。

十三の七 第四十三条の三の三十二第九項の規定による命令に違反したとき。

十三の八 第四十三条の三の三十四第一項の規定に違反して発

廃止した者

十 第二十六条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けないで第二十三条第二項第二号から第五号まで、第八号又は第九号に掲げる事項を変更した者

十一 第二十六条の二第一項の許可を受けないで同項の変更又は保持をした者

十二 第二十八条第三項の規定に違反して試験研究用等原子炉施設を使用した者

十三 第四十条第一項の規定に違反した者

十三の二 第四十三条の三の二第一項の規定に違反して試験研究用等原子炉を廃止した者

十三の三 第四十三条の三の八第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けないで第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十一号までに掲げる事項を変更した者

十三の四 第四十三条の三の十一第三項の規定に違反して発電用原子炉施設を使用した者

十三の五 第四十三条の三の二十六第一項の規定に違反した者

(新設)

(新設)

十三の六 第四十三条の三の三十四第一項の規定に違反して発

電用原子炉を廃止したとき。

十四 第四十三条の七第一項の規定による許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けず第四十三条の四第二項第二号から第四号まで、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したとき。

十五 第四十三条の九第三項の規定に違反して使用済燃料貯蔵施設を使用したとき。

十六 第四十三条の二十二第一項の規定に違反したとき。

十六の二 第四十三条の二十七第一項の規定に違反して使用済燃料の貯蔵の事業を廃止したとき。

十七 第四十四条の四第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けず第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第九号までに掲げる事項を変更したとき。

十八 第四十六条第三項の規定に違反して再処理施設を使用したとき。

十九 第五十条の二第一項の規定に違反したとき。

十九の二 第五十条の五第一項の規定に違反して再処理の事業を廃止したとき。

二十 第五十一条の五第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けず第五十一条の二第三項第二号から第五号まで又は第七号に掲げる事項を変更したとき。

二十一 第五十一条の八第三項の規定に違反して特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を使用したとき。

二十二 第五十一条の二十第一項の規定に違反したとき。

電用原子炉を廃止した者

十四 第四十三条の七第一項の規定による許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けず第四十三条の四第二項第二号から第四号まで、第六号又は第七号に掲げる事項を変更した者

十五 第四十三条の九第三項の規定に違反して使用済燃料貯蔵施設を使用した者

十六 第四十三条の二十二第一項の規定に違反した者

十六の二 第四十三条の二十七第一項の規定に違反して使用済燃料の貯蔵の事業を廃止した者

十七 第四十四条の四第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けず第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第九号までに掲げる事項を変更した者

十八 第四十六条第三項の規定に違反して再処理施設を使用した者

十九 第五十条の二第一項の規定に違反した者

十九の二 第五十条の五第一項の規定に違反して再処理の事業を廃止した者

二十 第五十一条の五第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けず第五十一条の二第三項第二号から第五号まで又は第七号に掲げる事項を変更した者

二十一 第五十一条の八第三項の規定に違反して特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を使用した者

二十二 第五十一条の二十第一項の規定に違反した者

二十二の二 第五十一条の二十四の二第一項の規定に違反して閉鎖措置を講じたとき。

二十二の三 第五十一条の二十五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止したとき。

二十二の四 第五十一条の二十九第一項の許可を受けないで土地を掘削したとき。

二十二の五 第五十一条の三十の規定による命令に違反したとき。

二十三 第五十五条第一項の許可を受けないで第五十二条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第十号までに掲げる事項を変更したとき。

二十四 第五十五条の二第三項の規定に違反して使用施設等を使用したとき。

二十四の二 第五十七条の五第一項の規定に違反して核燃料物質の全ての使用を廃止したとき。

二十五 第六十一条の規定に違反したとき。

二十五の二 第六十一条の二の二第三項(第六十四条の三第八項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二十六 第六十二条第一項の規定に違反したとき(第七十八条の五に該当する場合を除く。)

二十六の二 第六十二条の三(核原料物質使用者に係る部分を除く。)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十七 第六十四条第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

二十二の二 第五十一条の二十四の二第一項の規定に違反して閉鎖措置を講じた者

二十二の三 第五十一条の二十五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止した者

二十二の四 第五十一条の二十九第一項の許可を受けないで土地を掘削した者

二十二の五 第五十一条の三十の規定による命令に違反した者

二十三 第五十五条第一項の許可を受けないで第五十二条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第十号までに掲げる事項を変更した者

二十四 第五十五条の二第三項の規定に違反して使用施設等を使用した者

二十四の二 第五十七条の五第一項の規定に違反して核燃料物質の全ての使用を廃止した者

二十五 第六十一条の規定に違反した者

二十五の二 第六十一条の二の二第三項の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二十六 第六十二条第一項の規定に違反した者(第七十八条の五に規定する者を除く。)

二十六の二 第六十二条の三(核原料物質使用者に係る部分を除く。)の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十七 第六十四条第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

二十七の二 第六十四条の三第一項の規定に違反して実施計画を提出しなかつたとき。

二十七の三 第六十四条の三第四項の規定による命令に違反したとき。

二十七の四 第六十四条の三第六項の規定による命令に違反したとき。

二十八 第六十六条第二項の規定に違反したとき。

二十九 第六十七条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三十 第六十八条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三十一 第六十八条の二の規定に違反したとき。

三十二 第七十二条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第七十八条の二・第七十八条の三（略）

第七十八条の四 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は

二十七の二 第六十四条の三第一項の規定に違反して実施計画を提出しなかつた者

二十七の三 第六十四条の三第四項の規定による命令に違反した者

二十七の四 第六十四条の三第六項の規定による命令に違反した者

二十八 第六十六条第二項の規定に違反した者

二十九 第六十七条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十 第六十八条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三十一 第六十八条の二の規定に違反した者

三十二 第七十二条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七十八条の二・第七十八条の三（略）

第七十八条の四 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する

五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条の五 (略)

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条、第二十一条、第三十四条、第四十三条の三の二十一、第四十三条の十七、第四十七条、第五十一条の十五又は第五十六条の二の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつたとき。
- 二 第三十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出をしないで原子力船を港に立ち入らせ、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。
- 三 第五十一条の六の規定による確認を受けないで廃棄物埋設を行ったとき。
- 四 第五十一条の二十四の二第二項の規定による確認を受けないで閉鎖措置を講じたとき。
- 五 第五十七条の七第一項の規定による届出をしないで核原料物質を使用し、又は同条第五項の規定による命令に違反したとき。
- 六 第五十八条第二項の規定による確認を受けないで核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄したとき。
- 七 第五十九条第二項の規定による確認を受けず、又は同条第五項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬したとき。

第七十八条の五 (略)

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条、第二十一条、第三十四条、第四十三条の三の二十一、第四十三条の十七、第四十七条、第五十一条の十五又は第五十六条の二の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつた者
- 二 第三十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出をしないで原子力船を港に立ち入らせ、又は同条第四項の規定による命令に違反した者
- 三 第五十一条の六の規定による確認を受けないで廃棄物埋設を行った者
- 四 第五十一条の二十四の二第二項の規定による確認を受けないで閉鎖措置を講じた者
- 五 第五十七条の七第一項の規定による届出をしないで核原料物質を使用し、又は同条第五項の規定による命令に違反した者
- 六 第五十八条第二項の規定による確認を受けないで核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄した者
- 七 第五十九条第二項の規定による確認を受けず、又は同条第五項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬した者

八 第五十九条第八項の規定に違反したとき。

九 第六十一条の三第一項の許可を受けないで国際規制物資を使用したとき。

十 第六十一条の六の規定による国際規制物資の使用の停止の命令に違反したとき。

十一 第六十一条の八第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十二 第六十一条の九の規定による命令に違反したとき。

十三 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の二十八第一項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を提出しなかつたとき。

一の二 第五十一条の三十一第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

一の三 第五十一条の三十一第一項の規定による立入り、検査、収去若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

一の四 第五十一条の三十三第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げたとき。

一の五 第五十七条の七第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項の変更について同条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第五十七条の七第七項若しくは第八項、第六十一条の九の

八 第五十九条第八項の規定に違反した者

九 第六十一条の三第一項の許可を受けないで国際規制物資を使用した者

十 第六十一条の六の規定による国際規制物資の使用の停止の命令に違反した者

十一 第六十一条の八第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

十二 第六十一条の九の規定による命令に違反した者

十三 第六十一条の九の三第一項の規定に違反した者

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の二十八第一項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を提出しなかつた者

一の二 第五十一条の三十一第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一の三 第五十一条の三十一第一項の規定による立入り、検査、収去若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

一の四 第五十一条の三十三第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

一の五 第五十七条の七第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項の変更について同条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十七条の七第七項若しくは第八項、第六十一条の九の

二 第一項若しくは第三項、第六十一条の九の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは第六十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第五十九条第十一項の規定による警察官の停止命令に従わず、提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による命令に従わなかつたとき。

四 第六十一条の三第四項若しくは第七項の規定による届出をしないで国際規制物資を使用し、同条第五項若しくは第八項の規定による届出をしないで国際規制物資を貯蔵し、又は同条第六項若しくは第九項の規定による届出をしないで国際規制物資を廃棄したとき。

五 第六十一条の五第一項の規定による届出をしないで第六十一条の三第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更したとき。

六 第六十一条の七の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつたとき。

七 第六十一条の八の二第二項の規定による立入り、検査又は試料の提出を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八 第六十一条の八の二第五項又は第六十八条第十四項の規定に違反したとき。

九 第六十二条の三（核原料物質使用者に係る部分に限る。）の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 第六十七条（第一項（核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者に係る部分を除く。）を除く。）の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一 第六十八条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資使

二 第一項若しくは第三項、第六十一条の九の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは第六十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第五十九条第十一項の規定による警察官の停止命令に従わず、提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による命令に従わなかつた者

四 第六十一条の三第四項若しくは第七項の規定による届出をしないで国際規制物資を使用し、同条第五項若しくは第八項の規定による届出をしないで国際規制物資を貯蔵し、又は同条第六項若しくは第九項の規定による届出をしないで国際規制物資を廃棄した者

五 第六十一条の五第一項の規定による届出をしないで第六十一条の三第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更した者

六 第六十一条の七の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつた者

七 第六十一条の八の二第二項の規定による立入り、検査又は試料の提出を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第六十一条の八の二第五項又は第六十八条第十四項の規定に違反した者

九 第六十二条の三（核原料物質使用者に係る部分に限る。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第六十七条（第一項（核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者に係る部分を除く。）を除く。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第六十八条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資使

用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第二項から第四項まで又は第七項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

十二 第六十八条第八項の規定による立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第八十条の二（第八十条の四）（略）

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一（略）

二 第七十八条第一号、第三号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第四号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第六号、第六号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第七号、第八号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第八号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第十号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十一号、第十二号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、

用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第二項から第四項まで又は第七項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十二 第六十八条第八項の規定による立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第八十条の二（第八十条の四）（略）

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一（略）

二 第七十八条第一号、第三号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第四号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第六号、第六号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第七号、第八号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第八号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第十号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十一号、第十二号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、

第十三号の三、第十三号の四、第十三号の六、第十三号の七、第十四号、第十五号、第十七号、第十八号、第二十号、第二十一号、第二十五号の二（試験研究炉等設置者、使用者及び核原料物質を使用する者に係る部分を除く。）、第二十六号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十七号の二から第二十七号の四まで、第二十八号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十九号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、又は第三十号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 一億円以下の罰金刑

三（略）

第八十二条〜第八十四条（略）

第十三号の三、第十三号の四、第十四号、第十五号、第十七号、第十八号、第二十号、第二十一号、第二十五号の二（試験研究炉等設置者、使用者及び核原料物質を使用する者に係る部分を除く。）、第二十六号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十七号の二から第二十七号の四まで、第二十八号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十九号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、又は第三十号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 一億円以下の罰金刑

三（略）

第八十二条〜第八十四条（略）

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十号）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第八十条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。</p> <p>十一 第六十七条の二第一項又は第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>第八十条に次の二号を加える。</p> <p>十四 第六十八条の二第一項の規定による立入り、撮影、測定、観測、調査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p> <p>十五 第六十八条の二第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p> <p>（略）</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第八十条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。</p> <p>十一 第六十七条の二第一項又は第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>第八十条に次の二号を加える。</p> <p>十四 第六十八条の二第一項の規定による立入り、撮影、測定、観測、調査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>十五 第六十八条の二第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>（略）</p>